

ITF2025を活用した
“ショッピングの体験価値向上”
プロモーション等事業

業務委託 仕様書

令和7年5月

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー

本仕様書は、「ITF2025 を活用した“ショッピングの体験価値向上”プロモーション等事業」の委託業務（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。なお、本仕様書において、甲及び発注者とは公益財団法人福岡観光コンベンションビューローをいい、乙及び受注者とは提案者をいう。

1. 委託事業名

「ITF2025 を活用した“ショッピングの体験価値向上”プロモーション等事業」の業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

3. 事業目的

福岡市及び（公財）福岡観光コンベンションビューローでは、台湾をはじめとするアジア地域からの訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客促進に取り組んでいるところである。中でも台湾は、地理的な近接性、直行便の充実、歴史的・文化的な親和性等を背景に、福岡市にとって極めて重要な市場である。こうした状況を踏まえ、本市では、台湾最大級の旅行博である「ITF2025（台北国際旅行博）」に出展し、現地において福岡市の観光の魅力、とりわけ「買い物体験価値の向上」に焦点を当てたプロモーションを展開することで、さらなる認知度向上と来訪促進を図ることとしている。あわせて、同博覧会における福岡市ブースへの来場を促進するため、事前に SNS 等を活用した WEB プロモーションを実施し、幅広い層への情報発信を行うこととする。本事業は、上記の目的を達成するため、当該展示会出展に係る WEB プロモーションおよびブース運営業務を一体的に実施する事業者を公募により選定し、台湾市場における本市の観光プロモーションを効果的に展開することを目的とするものである。

4. 委託業務概要

- (1) 全体業務関連
- (2) 「ショッピング体験価値の向上」を訴求するコンセプト案の構築
- (3) 台湾での SNS を活用した WEB プロモーション
- (4) ITF2025 でのブース運営・管理
- (5) その他追加提案
- (6) 報告書

5. 業務の内容

- (1) 全体業務関連
 - (2) から (6) の業務を適正・適法に遂行するための実行体制や実施計画、個人情報管理の観点を踏まえて提案すること。
 - 本業務の遂行にあたっては、定期的なミーティングや内容に応じた随時の相談、報告等、甲と緊密に連携を図りながら進めること。また、台湾マーケットにおける福岡市の“ショッピングの体験価値を向上”させプロモーションするという目的達成に対し、ぶれることなく事業に取り組むように努めること。
 - 繁体字の表記・記述に関しては、機械翻訳だけではなく必ずネイティブによる確認を行うこと。
 - 甲の賛助会員以外の申請の場合は、審査の際の加点が得られないので注意すること。
 - 本仕様書 6 以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。

(2) 「福岡市でのショッピング体験価値の向上」を訴求するコンセプト案の構築

- 福岡市内の大型商業施設（博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO を中心とした 11 施設）を中核として、台湾の方々に対し、STP マーケティングを活用し、福岡市では周遊しながらショッピングすることが楽しく快適で便利であることなどを訴求するコンセプトを構築し、キャッチコピーや統一デザイン案等を提案すること。
- 特に（3）（4）の事業の際に、提案したコンセプト案を活用し、WEB サイトやブース装飾など様々な創作物のデザインやロゴ、カラーリングなど統一感のある内容を提案すること。
- コンセプトについては、今年度だけではなく持続的な運用が可能な内容となることが望ましい。
- できる限り可視化したイメージを提案内容に盛り込むこと。

(3) 台湾での SNS を活用した WEB プロモーション

- WEB プロモーションの開始時期は、遅くとも ITF 開始 1 か月以前とすること
- ITF の福岡ブースへの誘客を促進するために繁体字の LP を制作すること。あわせて、当該 LP における定量目標を明記すること。
- 各種 SNS (YouTube、RED、Meta など) を運用し、STP マーケティングに基づき台湾市場に、より訴求する手法を予算内で効果が最大になるように提案すること。
- 特に「FUKUOKA SHOPPING PASS」(注) をブースで期間限定販売することを、訴求し、福岡市へのブース来訪の目的化を図ること。
- SNS 広告 (動画・静止画) のイメージや実施スケジュール、目標値 (IMP、リーチ、エンゲージメント等) などを可視化して提案すること。
- 福岡市内の 7 大型商業施設 (博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO) についても、SNS や LP にて必ず紹介すること。またその見せ方について工夫を凝らすこと。

(注)

FUKUOKA SHOPPING PASS…「COMMUN」アプリ (<https://www.commun-platform.com/>) を使って NFT (実際は SBT) を提供する仕組み。クーポン機能を有する。カード決済限定なので、現金の取り扱いは発生しない。1 枚 500 円で販売し、購入後 6 か月間は、福岡市内の大型商業施設で何らかの商品を購入後、PASS を提示するとそれぞれの商業施設毎に特典を享受できる。

(4) ITF2025 でのブース運営・管理

- ブースは、2 小間出展とし、装飾については福岡市内の 7 大型商業施設 (博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO) の素材と福岡市ならではの風景やビジュアル等を活用し、うまくアレンジをして ITF 来場者を引き付ける演出などを施すこと。
- 福岡市内の 9 大型商業施設 (博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO、岩田屋三越、博多阪急) と福岡市の主な観光スポットを網羅した繁体字の配布用紙媒体 (チラシやフライヤー、マップなど) を 10,000 枚作成すること。またその内容について、提案すること
- ブース内での作業としては、基本的に来場者の問い合わせ対応や配布用紙媒体などの資料配布及び「FUKUOKA SHOPPING PASS」の販売などを想定しているため、期間中の要員 (ディレクター、通訳、運営スタッフ) について適切な人材と配置について提案すること。また、甲の職員が現地に行かない場合であっても、円滑なブース運営ができる体制を構築すること。

- 福岡市内の7大型商業施設（博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO）が注目を得るような期間中の取組やミニイベントについてもあわせて提案すること。
- 「FUKUOKA SHOPPING PASS」の販売に関し、ITF 来場者への販売促進案を提案すること。なお、協働する7大型商業施設（博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、JR 博多シティ、福岡 PARCO）からは、ノベルティの提供を依頼する予定である。
- 今後の台湾マーケットへのプロモーションなどの展開のために必要となるデータ収集などについての手法と、その結果の見せ方や活用手法などについても提案することが望ましい。
- ITFの全体のイベントステージや日本ゾーンイベントステージでのパフォーマンスやプレゼンテーションなどについても創造したコンセプトのもと提案することが望ましい。
- 以下の内容については、甲が対応・支払いするものとする。
 - ・ ITF へのブース出展申込及び出展料の支払い
 - ・ 配布用紙媒体以外の配布物及びその送料
 - ・ 甲の職員派遣に関わる費用全般

【補足情報】

■ITF ブース出展商業施設（7施設）

- ・ 博多大丸、キャナルシティ、西鉄ソラリア、ららぽーと福岡、MARK IS ももち、博多 JR シティ、福岡 PARCO

■配布物掲載商業施設（9施設）

- ・ 上記7施設+博多阪急、岩田屋三越

■FUKUOKA SHOPPING PASS（11施設）

- ・ 上記9施設+KITTE 博多、天神地下街（合計11施設）

※各商業施設の担当者については、決定事業者に個別に取次ぎします。

（5）その他追加提案

- 仕様書記載以外で、台湾マーケット含めインバウンド誘客において福岡市の“ショッピングの体験価値向上”に資する企画や施策があれば、自由に提案すること

（6）報告書

- 提案した内容に対比する形で記載し、さらに各事業の参加者数や聞き取り調査などの詳細について、わかりやすく取りまとめるうえ、期間内に報告すること
- WEB・SNSなどのデータ及びITF来場者や「FUKUOKA SHOPPING PASS」購入者から得たデータを分析し活用し、次年度以降の台湾マーケットへのプロモーション活動に対して、乙としてしっかりと提言すること。また、その内容について提案書に概略を記載しておくこと。

6. 業務遂行にあたっての基本的な考え方

- （1）受注者は、業務従事者が、参加する宿泊事業者及び参加求人者に対して懇切丁寧な接客態度で臨み、不快感を与えるような言動をとらないよう留意しなければならない。
- （2）受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び規程等を遵守し、誠実に責務を果たすとともに、必要な届出・手続き等を遅滞なく行うものとする。
- （3）発注者及び受注者は、適正かつ円滑な業務を行うため、必要な協議・調整を行い、密接な連携を図るものとする。
- （4）発注者は、業務の遂行に当たり、指示する必要があると認めるときは、受注者に対しこれを行うことができる。

7. 業務従事者の管理体制

- (1) 受注者は、全般的な業務監督並びに発注者と業務従事者との連絡調整及び業務従事者の指導・監督を行う業務遂行責任者を選任し、書面をもって発注者に届け出ると共に、発注者の同意を得なければならない。
なお、その職員が不在の場合でも、緊急の事態に備えて受注者及び業務従事者と常時連携がとれる体制をとらなければならない。
また、契約期間中に業務遂行責任者を変更する場合は、あらためて書面をもって発注者に届け出ると共に、発注者の同意を得なければならない。
- (2) 業務従事者の配置及び選考
業務従事者の選考及び配置等にあたっては、受注者が実施する。
ただし、業務従事者については、本委託業務の遂行に必要な知識及び技能を有するものであること。
- (3) 上記の(1)(2)については、提案書に具体的な記載をすること。

8. 受注者の責務

- (1) 法令等の順守
業務従事者は、関係法令及び保安関係規程類を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって、誠実に責務を果たすこと。
- (2) 守秘義務
受注者及び業務従事者は、業務の実施に当たり、業務上知りえた秘密を契約期間中及び契約終了後においても漏えいしてはならない。また、業務従事者においては、退職後も同様とする。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受注者及び業務従事者は、業務の実施に当たり、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローの信用を失墜する行為をしないこと。
- (4) 個人情報の適切な取扱
受注者は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止し、業務上知りえた個人情報の秘密保持に努めなければならない。

9. 費用の負担

本業務委託の履行に必要な物品は、受注者が準備すること。

10. 損害賠償

- (1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及び福岡観光コンベンションビューローに損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローは一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローの責めに帰する場合はこの限りではない。

11. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。ただし、この仕様書に定めのない事項であっても、発注者が特に必要と認めた軽易な業務については、発注者の指示に従わなければならない。